# 自治体アンケート調査(廃棄物処理法 第9条の3の3の特例規定に係る 自治体の条例の制定状況)の概要

環境省 環境再生·資源循環局 災害廃棄物対策室

## 自治体アンケートの概要

▶廃棄物処理法第9条の3の3の特例規定(以下、特例規定という)に係る自治体の条例の制定状況について以下に掲げる自治体(計92自治体)に対してアンケートを実施。

✓政令市:20自治体

✓中核市:58自治体

✓大規模中間処理施設の立地する自治体:14自治体

### ▶回答状況

✓ アンケート対象:92自治体

✓ 回答自治体数:87自治体

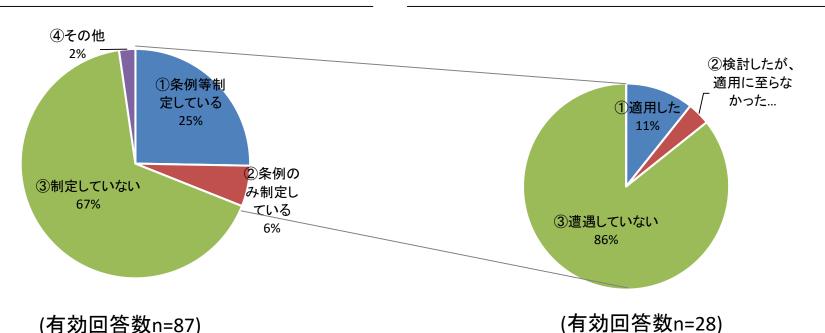
✓ 回答率:95%

### 特例規定を適用するために必要な条例等(施行規則、細則等含む)の制定状況

- ▶特例規定を適用するために必要な条例等を制定している自治体は3割程度
  - ⇒条例未制定自治体が多く、条例制定の必要性について改めて周知が必要
- ▶ 条例等を制定している自治体のうち条例を適用したと回答した自治体はわずか 1割程度
  - ⇒条例制定を促進することで特例規定を有効活用することが期待できる

#### 【特例規定のための条例等の制定状況】

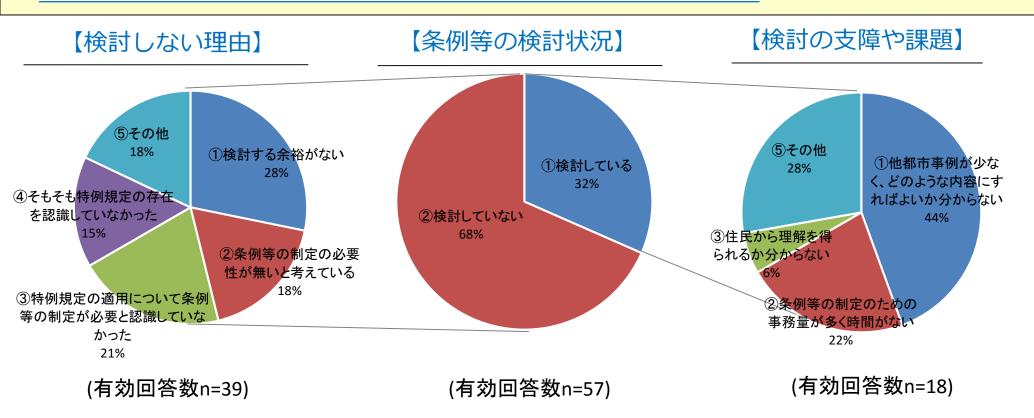
#### 【特例規定の活用状況(制定自治体)】



### 特例規定を適用するために必要な条例等の検討状況(未制定自治体)

- ▶ 特例規定を適用するために必要な条例等を未制定の自治体のうち、条例制定を検 討している自治体は32%
  - ✓ 検討している自治体では、「他都市事例が少なく、どのような内容にすればいいか分からない」が44%を占めた。
  - ✓ 検討していない自治体では、「条例等の制定の必要性がないと考えている」が 18%あった。

#### ⇒条例制定の必要性や事例等の周知による効果が期待できる



### その他特例規定についての所見等

- ▶災害廃棄物の受入れ自治体の所見として、「災害発生後では条例制定・改定が間に合わない」と回答した自治体は45%
- ▶災害廃棄物の処理を委託する立場の自治体として「処理(予定) 先の施設が所在する自治体に受入れ意向を持っていたとしても、 あらかじめ条例が制定されていない又は条例制定に時間を要する」と回答した自治体は66%
- ⇒被災自治体、受入れ自治体問わず、発災時に備えて平時より条例 制定等の準備をしておくことが肝要
- ▶災害廃棄物の処理を委託する立場の自治体として「処理(予定) 先の施設が所在する自治体の条例の制定情報がない」と回答した 自治体は51%
- ⇒条例制定の事例等の情報提供・周知が必要